

## 部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

### 記

○令和 5 年 12 月 13 日付

産業統計部会（作物統計調査関係）

専門委員 石丸 努（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
中日本農業研究センター水田利用研究領域上級研究員）

[※任期：令和 6 年 6 月 30 日まで]